

発委第 3 号

日出町議会基本条例の一部改正について

日出町議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 19 日 提 出

提出者 議会運営委員会
副委員長 岩 尾 幸 六

日出町議会基本条例の一部を改正する条例

日出町議会基本条例（平成 27 年日出町条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

（附帯決議への対応）

第 11 条の 2 議会は、本会議において可決された附帯決議について、町長等に最大限尊重することを求めるとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告するよう求めることができる。

（議会意見の尊重）

第 11 条の 3 議会は、町長等が行う予算及び政策策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するよう求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

町長等に対し、附帯決議後の予算等の執行状況の報告を求めること、また議会からの要望に対し可能な限り予算や政策に反映させることを求めることができるよう条例を改正する。